

防官秘第 9892 号
令和元年 11 月 12 日
一部改正 防官秘第 14059 号
令和 3 年 8 月 12 日

施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長

障害者雇用推進者
大臣官房長
(公印省略)

障害者職業生活相談員の選任等について（通知）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 79 条に規定する障害者職業生活相談員の選任等について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 障害者職業生活相談員の選任

- (1) 大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長（以下「官房長等」という。）又は部隊等（統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに統合幕僚学校をいう。以下同じ。）の長は、障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせるため、障害者の雇用の促進等に関する法律第 79 条の規定により、障害者職業生活相談員を別紙様式 1 により指定するものとする。
- (2) 前号の障害者職業生活相談員の指定にあたっては、5 人以上の障害者が勤務する機関又は部隊等ごとに最低 1 人を指定することとする。なお、機関又は部隊等で勤務する障害者が 4 人以下であっても 1 人以上の障害者職業生活相談員を指定することが望ましい。
- (3) 官房長等又は部隊等の長は、障害者職業生活相談員を指定した場合は、障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせる体制を障害者である職員に対して明示するものとする。

2 障害者職業生活相談員の選定に係る報告

官房長等又は部隊等の長は、障害者職業生活相談員を選任した場合は、別紙様式 2 により、順序を経て遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。

指 定（解 除） 書

所属
官職

氏名

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条の規定による障害者職業生活相談員に指定する（の指定を解く）。

（記入例）

ただし、障害者職業生活相談員に指定する期間は、別に示す場合を除き、人事発令等により命ぜられた職務に従事する期間に限り、その職務を解かれた日をもって障害者生活相談員の指定を解く

年 月 日

（官房長等又は部隊等の長）
（官職・氏名）

障害者職業生活相談員選任報告書

①事業所	名 称			②事業の種類	(国・都道府県/市町村等/事業主)
	所在地	〒 Tel			
③労働者数				④障害者数	
				人	
障害者職業生活相談員	⑤氏 名			⑥生年月日	年 月 日
	⑦選任年月日	年 月 日			
	⑧職歴等				
	⑨権限及び職務区分				
⑩新任、改任の事由等					
年 月 日 殿 事 業 所 所 在 地 機 関 又 は 部 隊 等 の 長 職 名 ・ 氏 名					

〔注意〕

- 「②事業の種類」欄には、当該事業所の事業の種類を日本標準産業分類の中分類により記載すること。また、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条第3項各号に掲げる区分に従い、「国・都道府県」「市町村等」「事業主」のいずれかを選択すること。
- 「④障害者数」の欄には、身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計を記載すること。
なお、精神障害者については、
① 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
又は
② 統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者（①に該当する者を除く）であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者であって、職場適応訓練の終了後当該職場適応訓練を委託された事業主に雇用されている者 の数を計上すること。
- 「⑧職歴等」欄には、障害者職業生活相談員の資格を有することを明らかにするため、それに必要な職歴、勤務年数、学歴等について記載すること。
- 「⑨権限及び職務区分」欄には、障害者職業生活相談員が2人以上いる場合に、この報告に係る障害者職業生活相談員が担当する職務区分、主任等の区分を記載すること。